学校感染症等に係る登園に関する意見書

		児童名			(男	· 女)		
		生年月日	平成•令和	年	月 日	生まれ		
□ 下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登園が可能であると判断しました。								
第1種感染症) [治癒]					
第2種感染症	□インフルエンザ(A型・B型) □麻しん [解熱後3日経過] □水痘 [すべての発疹の痂皮付 □流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下 □百日咳 [特有の咳が消失 ま:□結核 [感染のおそれなし]	L] [□風しん [発疹消 □咽頭結膜熱 [3 腺の腫脹が発現したよ	当失] 主要症状 かと5日経過 物質製剤	過しかつ全身# 療法が終了	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
7,1	□流行性角結膜炎 □腸管出血性大腸菌感染症(※ □コレラ □細菌性赤痢	(※)便の細	□急性出血性結腸 歯培養において2回陰性 □腸チフス	が確認され		一般的である		
	感染症 [①~④は、出席停止] □ ① A群溶血性連鎖球菌咽頭□ ② アデノウイルス感染症□ ③ 感染性胃腸炎(ノロウイル□ ④ 急性細気管支炎(主として也、個人の療養効果を重視した處マイコプラズマ感染症/異型肺・	i炎(溶連菌 ス、ロタウイ TRSウイルン 菜染症]	感染症) ルス、アデノウイハ 、感染によると考え	 ・スなどに こられるも	ාの))		
現時点での登 血液 よだれ	確定には至っていませんが、下記園は不適切であると判断します。 ・粘液を含む便 この24町を伴う口内痛・口内炎 発な咳漱 唾液腺の腫大	このような病	状から <u>「感染のお</u> 複数回の嘔吐	それなし	」と判断でき	<u>ず、</u> ミしん		
□ その他の意	5見:							
令和	年 月 日 医療機関名:							
	診察医師: (診察した医師に限る)							

学校感染症等に係る登園に関する意見書

			児童名			(男・女)
			生年月日	平成•令和	年 月	日 生まれ
] 下記の疾患に	罹患したため、学校保健安	安全法施行規則は	こもとづき療養を	岩示していました	とが、感染の
*	らそれがきわめて	少なくなったので、	月 日以降	拳の登園が可能	であると判断しま	じた。
穿	第1種感染症) [治癒]		
第	52種感染症	□インフルエンザ(A型・ □麻しん [解熱後3日経〕 □水痘 [すべての発疹の □流行性耳下腺炎 [耳下] □百日咳 [特有の咳が消 □結核 [感染のおそれな	過] か痂皮化] 腺、顎下腺または舌 り失 または 5日間	□風しん [発疹 □咽頭結膜熱 F腺の腫脹が発現した	消失] [主要症状消褪 こあと5日経過しか・ 物質製剤療法	の全身状態が良好] が終了]
穿	第3種感染症	□流行性角結膜炎		□急性出血性約	吉膜炎	
[//	惑染のおそれなし]	□腸管出血性大腸菌感染 □コレラ □細菌性		冊菌培養において2回陰 □腸チフス		
4	▶第3種その他の	感染症 [①~④は、 <u>出席</u>	馬停止により感染	拡大防止効果が	<u>ある</u> もの]	
		□ ① A群溶血性連鎖球菌		菌感染症)		
		□ ② アデノウイルス感染□ ③ 感染性胃腸炎(ノロ		ハルス アデノウィ	ルスなどにトス	₹. Ø)
		□ ④ 急性細気管支炎(す				00)
	[その	也、個人の療養効果を重視		Allorer orace o	, , ,	
		マイコプラズマ感染症/異	異型肺炎・単純へ	ルペス歯肉口内	炎•帯状疱疹•	(
	現時点での登	確定には至っていませんが 園は不適切であると判断し	、ます。 、ます。			
		・粘液を含む便 こ を伴うロ内痛・ロ内炎				
		を作り口内浦・ロハ炎 な咳漱 唾液腺の腫大		なとの主身症仏る	:付航 9 O原囚·	个时切版拥
	C					`
	□ その他の意	〔見:				J
	令和	年 月 日				
		医療機関名:				
		診察医師:				

(診察した医師に限る)